

三田市ふれあいと創造の里登録団体要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市ふれあいと創造の里（トータルライフ向上センター及びふれあい館に限る。以下「創造の里」という。）に設けられた登録団体制度に係る登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている団体を登録団体として認めるものとする。

- (1) 公益の増進に寄与する活動を行うこと。
- (2) 営利を目的としないで、自発的、継続的に活動すること。
- (3) 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的としないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (5) 会員の総意で民主的に運営されていること。
- (6) 会員の加入又は脱退は、自由であること。
- (7) 会員は5人以上とし、その構成は市内在住・在学・在勤者が5割以上であること。
- (8) 創造の里の管理運営方針に従うとともに、円滑な運営に協力すること。

(登録申請等)

第3条 登録団体の申請をしようとするものは、三田市ふれあいと創造の里登録団体申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 登録団体の申請は、随時受け付ける。

3 登録期間は、次条の規定により承認を得た日から当該年度の3月31日までとする。

(登録の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定により登録申請書の提出があった場合において、第2条に規定する要件をすべて満たしていると認めるときはこれを承認し、書面にて通知する。

(使用料の減免)

第5条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当する使用料の減免を受けることができる。

- (1) 登録団体が全市民を対象とした事業のために創造の里の有料施設を使用するときは、使用料の全額の免除を受けることができること。
- (2) 登録団体がその構成員を対象とした事業のために創造の里の有料施設を使用するときは、使用料の5割の減額を受けることができること。

(登録の継続等)

第6条 登録団体が継続して登録する場合は、市長に登録申請書及び事業報告書を提出しなければならない。

2 登録団体の継続申請の受付は、毎年3月1日から3月31日までの間とする。

3 登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(変更の報告)

第7条 登録団体の代表者は、登録申請書の内容を変更したときは、速やかに創造の里登録団体（届出事項変更・登録取消）申出書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正の手段により登録をしたとき。
- (2) 登録団体から取消しの申出があったとき。
- (3) 第2条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。

(4) その他市長が登録団体としてふさわしくないと判断したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めのないものについては、必要に応じて市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

(登録の要件に関する特例)

2 登録の初年度については、第2条第7号中「5人以上」とあるのは、「3人以上」と読み替える。

三田市ふれあいと創造の里登録団体申請書

三田市ふれあいと創造の里登録団体要綱第3条第1項の規定に基づき、登録団体を申請します。

記入日： 年 月 日

		情報公開 の可否	
フリガナ		公 開	
団体の名称			
フリガナ		可・否	
代表者名			
団体の所在地 ※事務所がない場合は 代表者の連絡先	住 所	〒 ー (受付時間帯) ~ (気付)	可・否
	T E L		可・否
	F A X		可・否
	e-mail		可・否
ホームページアドレス			可・否
設立年月日	昭和・平成 年 月 日		可・否
活動拠点	拠点施設名等 ()		可・否
主な活動エリア	市内全域・市内 (地域) ・その他 ()		可・否
会 員 数	正会員	名 (内、市内在住 名・在学 名・在勤 名)	可・否
	賛助会員	名 (内、市内在住 名・在学 名・在勤 名)	
会 費 等	会費 円 / 年・入会金 円		可・否
活動頻度	週1回・週2回以上・月1、2回・年数回・不定期		可・否
活動分野	保健、医療又は福祉・社会教育・まちづくり・文化スポーツ・環境・災害・地域安全・人権・国際協力・男女共同参画・子ども健全育成・情報化社会・科学技術・経済・職業及び雇用・消費・活動支援 その他 ()		公 開
事務連絡者	フリガナ		可・否
	氏 名		
	住 所	〒 ー	可・否
	T E L		可・否
	F A X		可・否
	e-mail		可・否

事務連絡者の欄は、三田市ふれあいと創造の里から連絡させていただく方が代表者と異なる場合にご記入ください。

団体の目的・趣旨

◆公益性があり社会貢献に寄与する活動について、具体的にご記入ください

年間活動計画

三田市ふれあいと創造の里登録団体
（届出事項変更・登録取消）申出書

平成 年 月 日

三田市長 様

届出人住所 _____

団体名 _____

届出人氏名 _____

三田市ふれあいと創造の里登録団体要綱第7条の規定に基づき、

- 1 三田市ふれあいと創造の里の団体登録を、平成 年 月 日をもって取り消します。
- 2 三田市ふれあいと創造の里の団体登録内容について、下記のとおり変更します。

<変更前>

<変更後>